

【お知らせ】 来年度以降 宮古島市職員採用試験の区分等が変更になります

来年度採用試験より試験区分を下記のとおり変更いたします。

職種及び試験区分		受験資格【来年応募例】
行政職	上級	①年度年齢29歳以下（平成31年度例：平成2年4月2日以後に出生した者） ②学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した者又は西暦2020年3月末日までに卒業見込みの者、もしくはこれと同等以上の学力があると認められる者（※1）
	中級	①年度年齢25歳以下（平成31年度例：平成6年4月2日以後に出生した者） ②最終学歴が学校教育法に基づく短期大学、高等専門学校を卒業した者又は西暦2020年3月末日までに卒業見込みの者、もしくはこれと同等の資格があると認められる者（※2）（※3）
	初級	①年度年齢23歳以下（平成31年度例：平成8年4月2日以後に出生した者） ②最終学歴が学校教育法に基づく高等学校を卒業した者又は西暦2020年3月末日までに卒業見込みの者（※4）
保育士職		①年度年齢35歳以下（平成31年度例：昭和59年4月2日以後に出生した者） ②保育士資格及び幼稚園教諭免許両方を有する者、または西暦2020年3月末日までに取得見込みの者。
その他専門職		①年度年齢29歳以下（平成31年度例：平成2年4月2日以後に出生した者） ②各採用区分に対応する資格を有する者、または西暦2020年3月末日までに取得見込みの者。

※1 「同等以上の学力があると認められる者」とは、学校教育法に定める大学の専攻科に入学できる者、又は大学院への入学資格のある者で外国において4年制大学を卒業した者などになります。

※2 「同等の資格があると認められる者」とは、昭和59年人事院公示第6号（人事院の認定に係る受験資格）第3項による者等で、次の者を含みます。

(1) 学校教育法による専修学校の専門課程のうち、修業年限が2年以上で、かつ1,600時間以上の授業の履修を義務づけている課程を卒業した者、又は西暦2020年3月末日までに卒業見込みの者。

(2) 職業能力開発促進法に基づく職業能力開発短期大学校を卒業した者、または西暦2020年3月末日までに卒業見込みの者。

※3 上級行政職の受験資格を有する者は受験できません。

※4 上級行政職、中級行政職の受験資格を有する者および、4年制大学の3学年以上に在学する者は受験できません。